

別 紙

第 1 連結納税基本通達関係

平成15年 2 月28日付課法 2－3 ほか 1 課共同「連結納税基本通達の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 例 言

改 正 後	改 正 前
例 言 1 2法人税法第23条、 <u>第26条第 2 項</u> 、第28条、.....	例 言 1 2法人税法第23条、第28条、.....

二 完全支配関係

改 正 後	改 正 前
（最初連結事業年度開始の日に完全支配関係を有することとなった法人の取扱い） 1－2－7 法第 4 条の 3 第 3 項《 <u>連結納税の承認</u> 》の規定により <u>承認</u> があったとみなされる他の内国法人は、..... （連結完全支配関係を有しなくなる事実） 1－2－8 （1）.....	（最初連結事業年度開始の日に完全支配関係を有することとなった法人の取扱い） 1－2－7 法第 4 条の 3 第 3 項《 <u>連結納税の承認の処分</u> 》の規定により <u>承認の処分</u> があったとみなされる他の内国法人は、..... （連結完全支配関係を有しなくなる事実） 1－2－8 （1）.....

(2)（以下第3節までにおいて..... イ ロ ハ ニ ホ (3)	(2)（以下1-2-8及び1-3-3において..... イ ロ ハ ニ ホ (3)
---	--

三 連結納税に係る承認申請等

改 正 後	改 正 前
（最初連結親法人事業年度開始の時までの間に完全支配関係を有することとなった法人のみなし承認） 1-3-2同条第3項《 <u>連結納税の承認</u> 》の規定により承認があったものとみなすことに留意する。 （最初連結事業年度開始の日の前日までの間に完全支配関係を有しなくなった法人の連結適用制限） 1-3-3法第4条の3第3項《 <u>連結納税の承認</u> 》の承認を受けた..... （注）	（最初連結親法人事業年度開始の時までの間に完全支配関係を有することとなった法人のみなし承認） 1-3-2同条第3項《 <u>連結納税の承認の処分</u> 》の規定により承認の処分があったものとみなすことに留意する。 （最初連結事業年度開始の日の前日までの間に完全支配関係を有しなくなった法人の連結適用制限） 1-3-3法第4条の3第3項《 <u>連結納税の承認の処分</u> 》の承認の処分を受けた..... （注）

改 正 後	改 正 前
<u>(連結納税の再申請)</u> <u>1－3－7 連結納税の承認を取り消され又は連結納税の適用の取りやめの承認を受けた次に掲げる法人が、再度、連結納税の承認を受けるために申請を行う場合には、その申請時において、それぞれ次に掲げる期間を経過している必要があることに留意する。</u> <u>(1) 法第4条の5第1項《連結納税の承認の取消し》の規定により法第4条の2《連結納税義務者》の承認を取り消された法人 当該承認の取消しの日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間</u> <u>(2) 法第4条の5第2項第5号《連結納税の承認のみなし取消し》(株式等保有連結子法人の解散(合併による解散を除く。)に基因して同号に掲げる事実が生じた場合を除く。)の規定により法第4条の2の承認を取り消された法人 当該承認の取消しの日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間</u> <u>(3) 法第4条の5第3項《連結納税の取りやめの承認》の承認を受けた法人 当該承認を受けた日の属する法第15条の2第1項《連結事業年度の意義》に規定する連結親法人事業年度終了の日の翌日から同日以後5年を経過する日の属する事業年度終了の日までの期間</u> <u>(注) (2)の法人が当該取消しの直前における連結親法人以外の法第4条の2に規定する内国法人と連結納税の承認を受けるために申請を行う場合は、この限りでない。</u>	(新 設)

四 事業年度及び連結事業年度

改 正 後	改 正 前
(解散、継続、合併又は分割の日) 1－4－3 法第14条第1号、第10号及び第14号《みなし事業年度》の「解散の日」又は第20号の「継続の日」とは、…………… …………… ……………同条第3号及び第12号の「分割型分割の日」とは、…………… ……………	(解散、継続、合併又は分割の日) 1－4－3 法第14条第1号、第10号及び第14号《みなし事業年度》の「解散の日」又は第19号の「継続の日」とは、…………… …………… ……………同条第3号及び第12号の「分割の日」とは、……………

五 連結利益積立金額

改 正 後	改 正 前
(連結子法人株式の帳簿価額の修正額) 1－8－2 令第9条の2第4項《連結利益積立金額の計算》<u>の規定の適用上</u>、同条第2項《連結法人株式の帳簿価額修正》…………… (連結子法人株式の帳簿価額の修正事由に係る譲渡) 1－8－3 令第9条の2第3項《連結利益積立金額の増加・減少が生ずる事由》において読み替えて適用する同条第1項第1号《利益積立金額の増加・減少が生ずる事由》の<u>規定上</u>、…………… (連結子法人株式の帳簿価額修正の順序) 1－8－4 令第9条の2第3項《連結利益積立金額の増加・減少が生ずる事由》の規定において読み替えて適用する同条第1項の規定上、同項各号に掲	(連結子法人株式の帳簿価額の修正額) 1－8－2 令第9条の2第5項《連結利益積立金額の計算》<u>において読み替えて準用される</u>同条第2項《連結法人株式の帳簿価額修正》…………… (連結子法人株式の帳簿価額の修正事由に係る譲渡) 1－8－3 令第9条の2第4項《連結利益積立金額の増加・減少が生ずる事由》において読み替えて準用される同条第1項第1号《利益積立金額の増加・減少が生ずる事由》の<u>規定の適用上</u>、…………… (新 設)

(信用取引に係る配当落調整額) <u>3-1-8</u> (配当等の額の支払義務が確定する日) <u>3-1-9</u><u>3-1-11</u>..... (保有期間が6月に満たない関係法人株式等に係る配当等) <u>3-1-10</u><u>3-1-11</u>..... (配当等の支払義務確定日が2以上ある場合の関係法人株式等の判定等) <u>3-1-11</u> (その他資本剰余金の処分による配当) <u>3-1-12</u>	(信用取引に係る配当落調整額) <u>3-1-7</u> (配当等の額の支払義務が確定する日) <u>3-1-8</u><u>3-1-10</u>..... (保有期間が6月に満たない関係法人株式等に係る配当等) <u>3-1-9</u><u>3-1-10</u>..... (配当等の支払義務確定日が2以上ある場合の関係法人株式等の判定等) <u>3-1-10</u> (その他資本剰余金の処分による配当) <u>3-1-11</u>
---	--

七 租税公課

改 正 後	改 正 前
(事業税の損金算入の時期と認容額の調整計算) <u>8-5-2</u>当該連結事業年度の損金の額に算入することができるものと する。<u>この場合において、当該連結事業年度の法人税について更正又は決定 をするときは、当該損金の額に算入する事業税の額は、各連結法人の直前年 度の個別所得金額又は収入金額に標準税率を乗じて計算した額の合計額によ</u>	(事業税の損金算入の時期の特例) <u>8-5-2</u>当該連結事業年度の損金の額に算入することができるものと する。

改 正 後	改 正 前
るものとし、その後当該事業税につき申告等があったことにより、その損金の額に算入した事業税の額につき過不足額が生じたときは、その過不足額は、当該申告等又は納付のあった日の属する連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）の益金の額又は損金の額に算入する。 (注) 1 個別所得金額とは、法第81条の18第1項《連結法人税の個別帰属額の計算》に規定する個別所得金額をいう。 2 標準税率は、地方税法第72条の22《事業税の標準税率等》の標準税率による。 3 直前年度分の事業税の額の損金算入だけを内容とする更正は、原則としてこれを行わないものとする。	

八 連結事業年度の連結欠損金

改 正 後	改 正 前
（連結事業年度に複数の分割型分割を行った場合の欠損金額相当額の損金算入） 11－1－2 (1)<u>令第112条第12項</u>..... (2)<u>法第81条の9第3項</u>..... (注)	（連結事業年度に複数の分割型分割を行った場合の欠損金額相当額の損金算入） 11－1－2 (1)<u>令第112条第11項</u>..... (2)<u>法第81条の9第4項</u>..... (注)

(名義株がある場合の特定資本関係の判定)

11-1-3 法第81条の9第2項第3号《連結欠損金とみなす被合併法人等の未処理欠損金額等》の規定の適用に当たり、連結親法人と当該連結親法人との間に完全支配関係がない法人との間に法第57条第3項《被合併法人等からの青色欠損金の引継ぎに係る制限》に規定する特定資本関係があるかどうかを判定する場合において、一方の法人が他方の法人の株式（出資を含む。）を保有する関係かどうかは、株主名簿又は社員名簿に記載されている株主等により判定するのであるが、その株主等が単なる名義人であって、当該株主等以外の者が実際の権利者である場合にはその実際の権利者が保有するものとして判定する。

(注) 法第81条の9第4項第4号《連結欠損金の繰越しに係る制限》の規定の適用に当たり、連結親法人と当該連結親法人との間に連結完全支配関係がない法人との間に法第57条第3項に規定する特定資本関係があるかどうかを判定する場合も、同様とする。

(共同で事業を営むための適格合併等の判定)

11-1-4 連結親法人が法第81条の9第2項第3号《連結欠損金とみなす被合併法人等の未処理欠損金額等》又は第4項第4号《連結欠損金の繰越しに係る制限》に規定する適格合併等を行った場合において、当該適格合併等が法第57条第3項《被合併法人等からの青色欠損金の引継ぎに係る制限》又は第5項《青色欠損金の繰越しに係る制限》に規定する「共同で事業を営むための適格合併等」に該当するかどうかの判定については、1-6-4《従業者の範囲》から1-6-7《特定役員の範囲》までの取扱いを準用する。

(適格合併等に係る特定資本関係法人が2以上ある場合の特定資本関係が生じた日の判定)

11-1-5 法第81条の9第4項第4号《連結欠損金の繰越しに係る制限》の

(新 設)

(新 設)

(新 設)

改 正 後	改 正 前
規定の適用に当たり、連結親法人が2以上の特定資本関係法人（法第57条第5項《青色欠損金の繰越しに係る制限》に規定する「特定資本関係法人」をいう。以下11－1－5において同じ。）との間で当該連結親法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併、適格分割又は適格現物出資を行った場合に、同項に規定する特定資本関係（以下11－1－5において「特定資本関係」という。）が生じた日がいつであるかは、当該連結親法人と各特定資本関係法人（当該連結親法人との間において令第112条第9項において読み替えて準用する同条第7項《共同で事業を営むための適格合併等》に規定する要件を満たしている場合の当該特定資本関係法人を除く。）との間において特定資本関係が生じた日のうち最も遅い日をいうことに留意する。	

九 私財提供等があった場合の繰越連結欠損金

改 正 後	改 正 前
<u>（前連結事業年度以前の連結事業年度から繰り越された連結欠損金個別帰属額の合計額）</u> 11－2－2 令第118条《欠損金額の範囲》に規定する「前事業年度以前の事業年度から繰り越された欠損金額（同項に規定する連結欠損金個別帰属額を含む。）の合計額」とは、当該連結事業年度の連結確定申告書に添付する連結親法人に係る連結法人税申告書別表五の二(－)付表の「連結個別利益積立金額及び連結個別資本積立金額の計算に関する明細書」に期首現在連結個別利益積立金額の合計額として記載されるべき金額で、当該金額が負（マイナ	（新 設）

ス)である場合の当該金額による。

十 連結納税への加入等に伴う資産の時価評価損益

改 正 後	改 正 前
(連結法人が他の連結グループに加入する場合の資産に係る時価評価) 13-2-1以下13-2-1 及び13-2-3 において同じ。)..... ... (注) (他の連結グループに加入した後に離脱した連結法人の時価評価損益等) 13-2-3 連結法人が、13-2-1 の場合で、他の連結グループに加入した 日の属する連結親法人事業年度において、..... (注) 法第63条第2項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》 の収益の額及び費用の額又は次に掲げる規定により益金の額に算入される 特別勘定の金額についても、同様とする。 1 措置法第68条の71第11項《収用等に伴い特別勘定を設けた場合の課税 の特例》 2 措置法第68条の72第3項《換地処分等に伴い資産を取得した場合の課 税の特例》において準用される措置法第68条の71第11項 3 措置法第68条の79第11項《特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた 場合の課税の特例》 4 措置法第68条の83第12項《大規模な住宅地等造成事業の施行区域内に	(連結法人が他の連結グループに加入する場合の資産に係る時価評価) 13-2-1以下13-2-1 において同じ。)..... (注) (最初連結親法人事業年度に離脱した連結法人の時価評価損益等) 13-2-3 13-2-1 の場合において、連結法人が、最初連結親法人事業年 度(当該法人が法第4条の3第11項第1号《連結申請特例年度における承認 の効力》の規定の適用を受ける法人である場合には、その翌連結親法人事業 年度)において、..... (注) 法第63条第2項《長期割賦販売等に係る収益及び費用の帰属事業年度》 の収益の額及び費用の額についても、同様とする。

改 正 後	改 正 前
<u>ある土地等の造成のための譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》</u> 5 <u>措置法第68条の85第12項《認定事業用地適正化計画の事業用地の区域内にある土地等の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》</u> 6 <u>阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第26条の6第11項《連結法人の特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合の課税の特例》</u>	

十一 連結法人間取引の損益調整

改 正 後	改 正 前
（譲渡損益調整額の計算における「対価の額」の意義） 14－1－1 …………… （注）……………又は法第61条の13第1項《分割前事業年度等における<u>連結法人間取引の損益の調整</u>》……………	（譲渡損益調整額の計算における「対価の額」の意義） 14－1－1 …………… （注）……………又は法第61条の13第1項《分割前事業年度等における<u>連結法人間取引の損益の調整</u>》……………

十二 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整

改 正 後	改 正 前
（譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算） 14－2－2 ……………	（譲渡損益調整資産の譲渡に伴い特別勘定を設定した場合の譲渡損益調整額の計算） 14－2－2 ……………

……………又は第61条の13第1項《分割等前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》…………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… (4) …………… (5) …………… (6) …………… (7) …………… (8) …………… (9) …………… (10)…………… (11)…………… (12)……………	……………又は第61条の13第1項《分割前事業年度等における連結法人間取引の損益の調整》…………… (1) …………… (2) …………… (3) …………… (4) …………… (5) …………… (6) …………… (7) …………… (8) …………… (9) …………… (10)…………… (11)…………… (12)……………
---	--

十三 譲渡損益調整額の戻入れ

改 正 後	改 正 前
(契約の解除等があった場合の譲渡損益調整額) 14－3－2 …………… (1) …………… (2) …………… イ …………… ロ …………… (3) ……………	(契約の解除等があった場合の譲渡損益調整額) 14－3－2 …………… (1) …………… (2) …………… イ …………… ロ …………… (3) ……………

改 正 後	改 正 前
(注)以下この節において同じ。 <u>(有価証券の評価損を計上した場合の譲渡損益調整額の戻入れ計算)</u> <u>14－3－7 令第155条の22第3項《譲渡損益調整額の戻入れ計算》の規定</u> <u>の適用に当たり、同項第4号に規定する譲渡損益調整資産が有価証券である</u> <u>場合には、当該有価証券に係る譲渡損益調整額のうち同項の規定により益金</u> <u>の額又は損金の額に算入する金額は、次の算式により計算した金額とする。</u> <u>(算式)</u> $\frac{\text{当該有価証券に係る} \times \text{当該有価証券及び当該有価証券と銘柄を同じくする有価証券の評価損の損金算入額}}{\text{期首譲渡損益調整額} \times \text{当該有価証券及び当該有価証券と銘柄を同じくする有価証券のその評価損を計上する直前の帳簿価額}}$ (譲渡損益調整額の戻入れ計算における簡便法の選択適用) <u>14－3－8</u><u>14－3－8</u>..... (簡便法を適用した他の連結法人を被合併法人等とする適格合併等をした場合 の譲渡損益調整額の戻入れ計算) <u>14－3－9</u>	(注)以下<u>14－3－3</u>において同じ。 (新 設) (譲渡損益調整額の戻入れ計算における簡便法の選択適用) <u>14－3－7</u><u>14－3－7</u>..... (簡便法を適用した他の連結法人を被合併法人等とする適格合併等をした場合 の譲渡損益調整額の戻入れ計算) <u>14－3－8</u>

(譲渡損益調整資産の耐用年数を短縮した場合の簡便法による戻入れ計算) <u>14-3-10</u><u>14-3-10</u>.....	(譲渡損益調整資産の耐用年数を短縮した場合の簡便法による戻入れ計算) <u>14-3-9</u><u>14-3-9</u>.....
---	---

十四 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い) 19-3-24<u>令第9条の2第3項</u>.....	(高率負担部分の判定をする場合の総収入金額の計算における連結法人株式の帳簿価額修正額の取扱い) 19-3-24<u>令第9条の2第4項</u>.....